

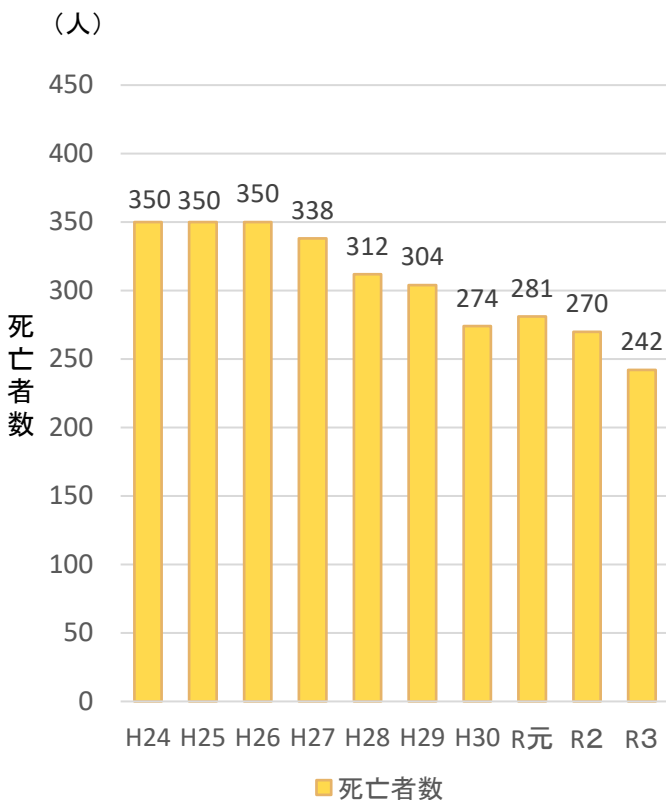
令和 5 年春の農作業安全確認運動の展開について

令和 5 年 2 月 1 3 日
農 林 水 産 省

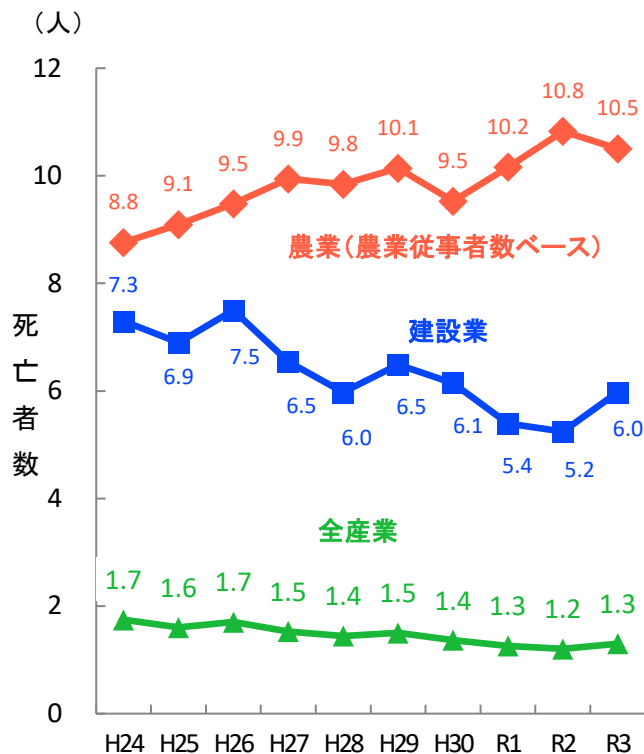
1. 令和3年に発生した農作業死亡事故の調査結果①（概要）

- 令和3年の農作業事故死亡者数は242人であり、前年（令和2年）と比べて28人減少。
- 就業者10万人当たりの死亡事故者数は10.5人であり、他産業に比べ依然として高い状態。
- 年齢別にみると、65歳以上の高齢者の割合が約85%を占め、高い水準で推移。

農作業事故死亡者数の推移



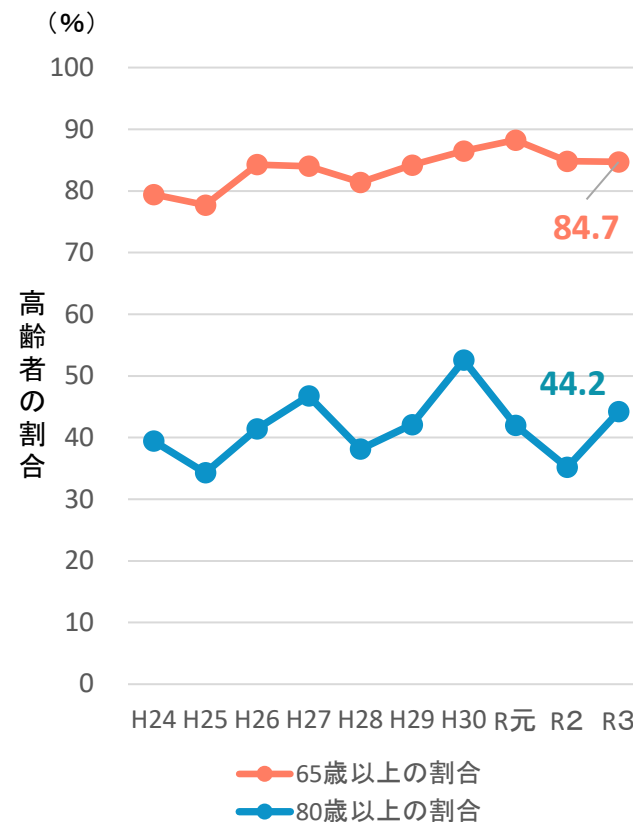
就業者10万人当たり死亡事故者数の推移



死亡者数 農 業：農作業死亡事故調査（農水省）
他産業：死亡災害報告（厚労省）
就業者 農 業：農林業センサス、農業構造動態調査（農水省）
他産業：労働力調査（総務省）

（注）就業者10万人当たり死亡事故者数の算出において就業者として使用していた農業就業人口の調査が令和元年で終了したため、令和2年から農業従事者数を使用して算出。

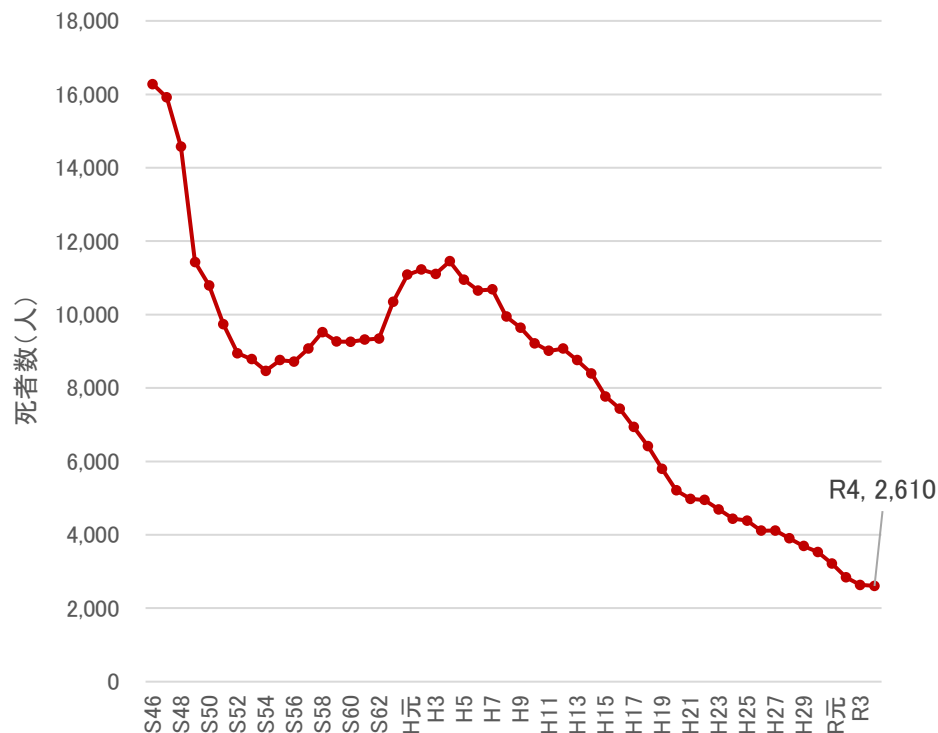
死亡者における高齢者の割合



(参考) 交通事故の発生状況について

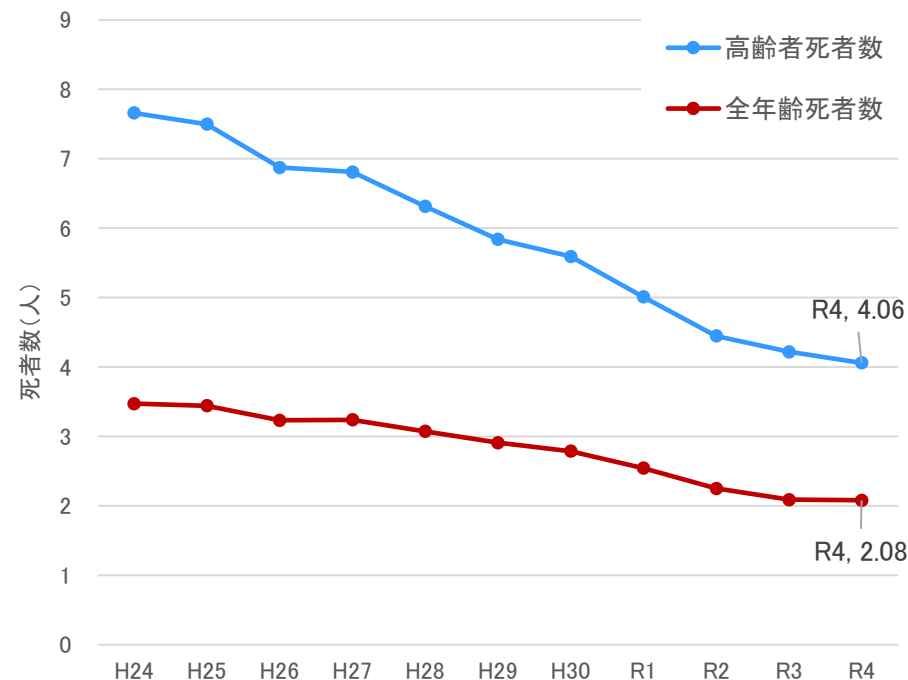
- 我が国の社会全体が高齢化している中においても、交通事故死者数は、近年、大幅な減少を実現。また、人口10万人当たりの高齢者の死者数も直近10年間で半減（7.66人→4.06人）。

交通事故死者数の推移（昭和46年～令和4年）



※ 警察庁交通局交通企画課「令和4年中の交通事故死者数について」（令和5年1月4日）より

人口10万人当たり高齢者（65歳以上）死者数の推移（平成22年～令和4年）

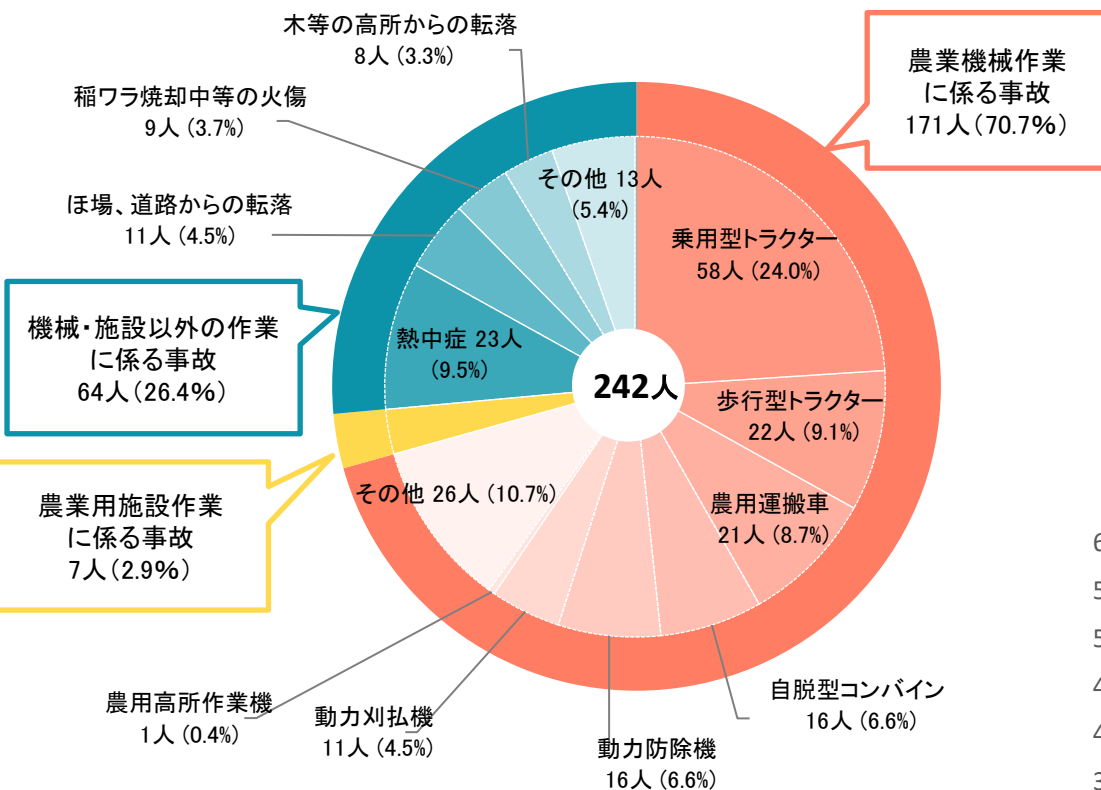


※ 警察庁交通局交通企画課「令和4年中の交通事故死者数について」（令和5年1月4日）より
算出に用いた人口は、各年の前年の人口であり、総務省統計資料「人口統計」（各年10月1日現在人口）による。

1. 令和3年に発生した農作業死亡事故の調査結果②（要因別分析）

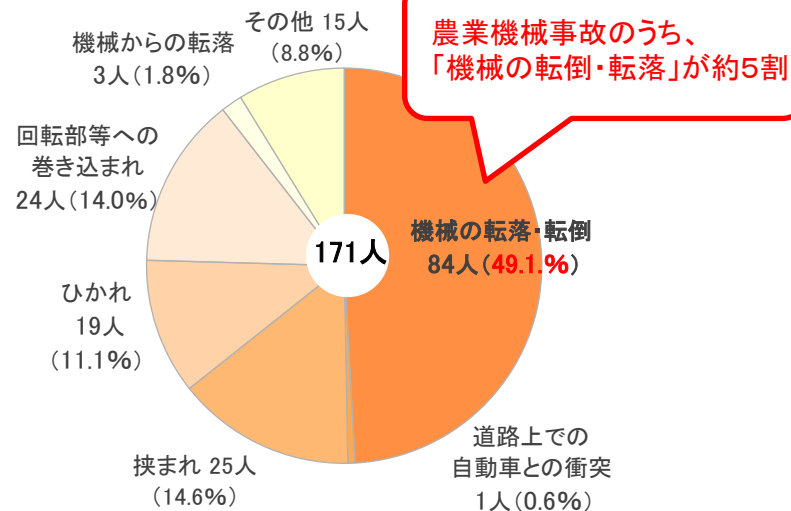
- 令和3年の農作業死亡事故を要因別にみると、「農業機械作業に係る事故」が171人（70.7%）と高い状態が継続しており、農業機械作業の安全対策の強化が急務。
- 農業機械作業に係る死亡事故の要因は、「機械の転落・転倒」が最大の割合（49.1%、84人）を占めており、乗用型トラクターをはじめとした農業機械の転落・転倒対策の強化が必要。

要因別の死亡事故発生状況（令和3年）



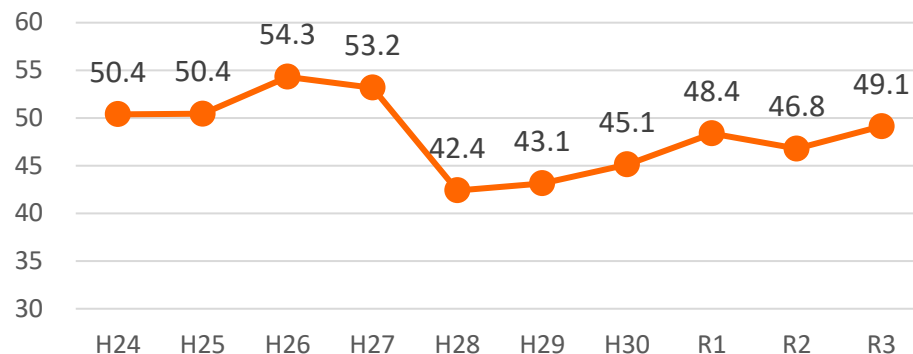
農作業死亡事故調査（農水省）

農業機械事故による死亡の要因（令和3年）



農業機械事故のうち、「機械の転倒・転落」が約5割

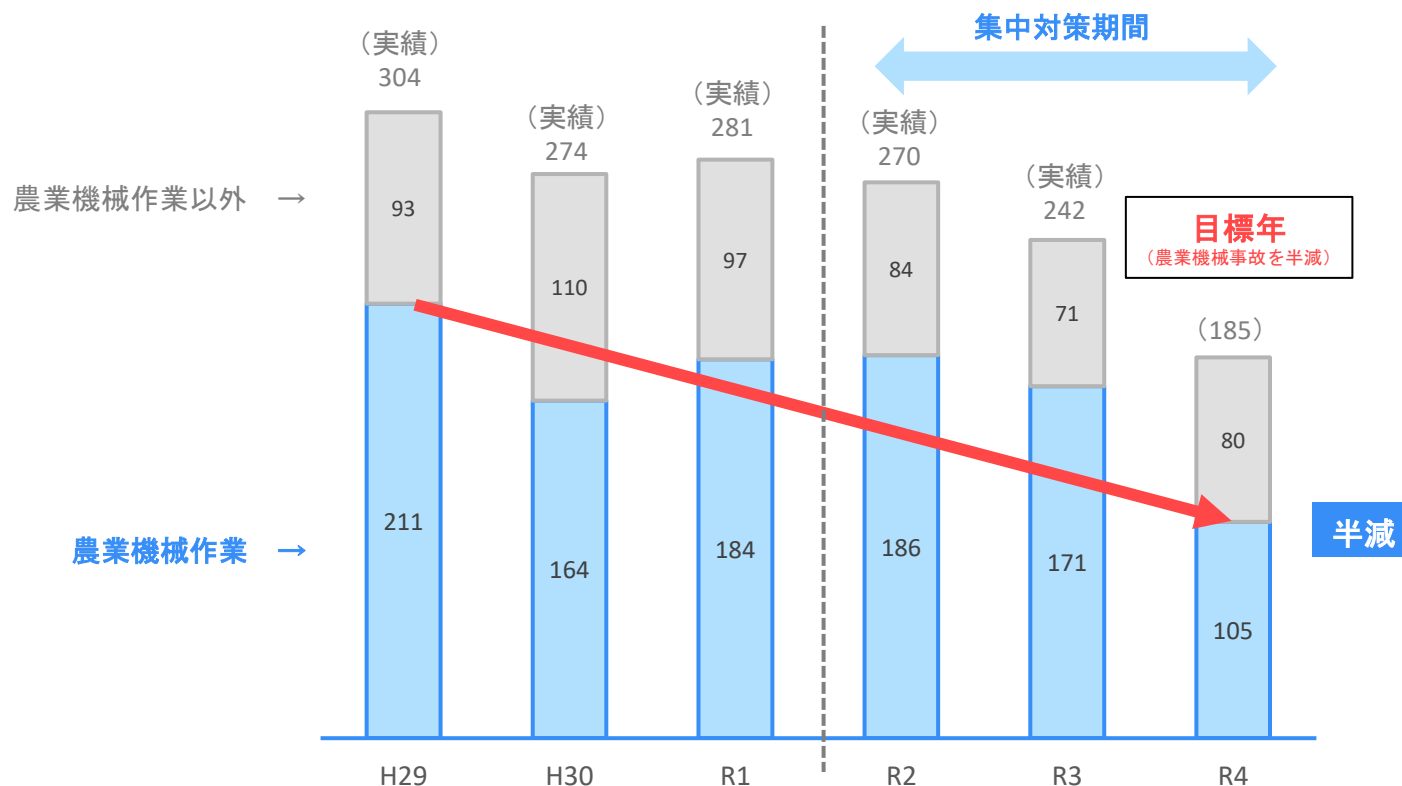
農業機械事故における機械の転落・転倒の割合の推移（10年間）



(参考) 農作業安全確認運動の目標について

- 令和2年に、農作業安全確認運動の目標として、農業機械作業に係る死亡事故を令和4年までの3年間で平成29年比で半減する（211人→105人）との目標を策定。対策を集中的に行うこととしたところ。
- 直近のデータである、令和3年の農業機械作業に係る死亡事故数は171人。引き続き、農業機械作業への対策の強化が必要。

農作業安全確認運動における令和4年目標



※1 目標を設定した令和2年2月時点における最新データが平成29年であったため、平成29年の実績データを基準値として半減目標を設定。
※2 令和4年の「農業機械作業以外」の件数(80件)は、厚生労働省が策定した第13次労働災害防止計画の目標値△15%より算定した仮の数字。

2. 令和4年度の取組内容（令和4年秋の農作業安全確認運動の取組方針）

＜令和4年秋のテーマ＞ **しめよう！シートベルト**

＜運動期間＞ **秋**：令和4年9月1日～10月31日（2ヶ月間）

＜参画団体＞ 地方公共団体、J A、農業機械メーカー、その他農業関係団体など約900団体

主な取組内容（秋の運動の展開方針）

重点推進テーマに基づいた推進活動

① 農業者への声かけ運動

農業者を取り巻く地域の方々が、農業者に対して、トラクター運転時のシートベルト装着を呼びかける。農林水産省は、各種の事業説明会等の機会を活用して、率先して声かけ運動を行うとともに、シートベルトの重要性等に係る情報を期間中に集中的に提供する。

② 研修を通じたシートベルト装着効果等の理解増進

「農作業安全に関する指導者」を積極的に活用しつつ、農業者に対して、研修コンテンツを活用したシートベルト装着を促す研修の開催を推進するとともに、春の運動期間中に取組の少なかった地域への重点的な働きかけを行う。

その他の継続的に推進する取組

① 都道府県・地域単位の推進体制の強化

② 農作業事故情報の収集・分析

③ 公道走行時の法令遵守

④ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」やGAPの周知・実践

⑤ 労災保険特別加入の促進

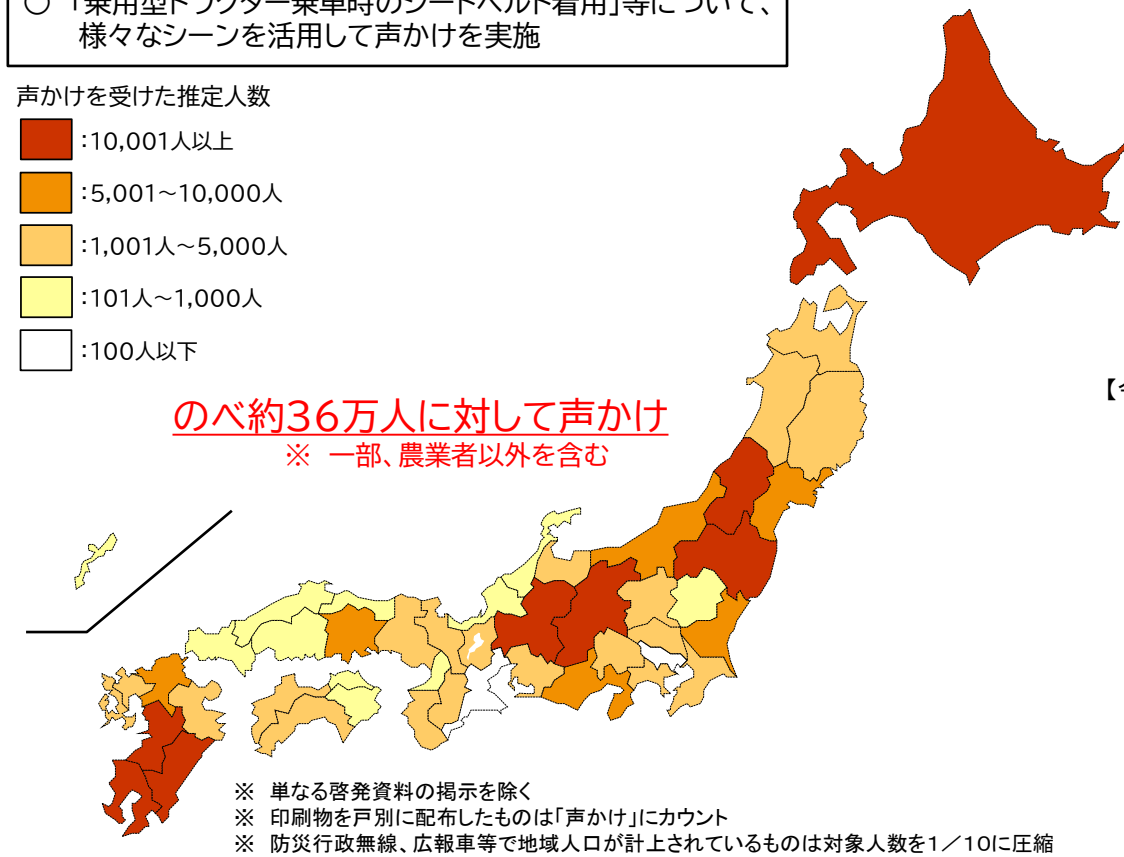
2. 令和4年度の取組内容①

(農業者への声かけ運動、ステッカーの配布)

- 令和4年秋の農作業安全確認運動期間中、各参加主体が乗用型トラクター乗車時のシートベルト着用等を促す声かけを実施。
- 栽培講習会、生産部会等の各種集会における声かけに加え、個別農家に対するFAX送信、広報誌への掲載、農作業安全に係るポスター、チラシ、ステッカーの配布、防災行政無線・ラジオ放送を活用した呼びかけ等、様々な手段での声かけが確認された。

令和4年秋の農作業安全確認運動における「声かけ運動」の取組状況

- 「乗用型トラクター乗車時のシートベルト着用」等について、様々なシーンを活用して声かけを実施



農林水産省でも、概算要求関係の説明会、農業者等の個別訪問などの各種機会を活用し、対面またはweb方式にて、**約1万人**(本省5,200以上、農政局及び支局5,500以上)へ**声かけ**を行った。

【令和4年農作業安全ポスターデザインコンテスト】
コンテスト応募170点から農林水産大臣賞等を決定。約2万枚を配布



農林水産大臣賞

令和4年ステッカー(仕事猫とのコラボ)
約50万枚を配布



2. 令和4年度の取組内容②

(研修を通じた理解増進：「基礎研修」の取組状況)

- 令和4年度は、全ての農業者を対象とした「基礎研修」の企画・開催を目標に掲げて取組を実施。
- 既存の会議の機会を活用して農作業安全に関する研修を行う（プラス安全）こと等を通じて、今年度内に「基礎研修」を受けた又は受ける予定の人数は全国で約3万6千人となっている。
- 一方で、当該研修は毎年度、全ての農業者を対象とすることを目標としており、地域において取組を継続・強化していく必要がある。

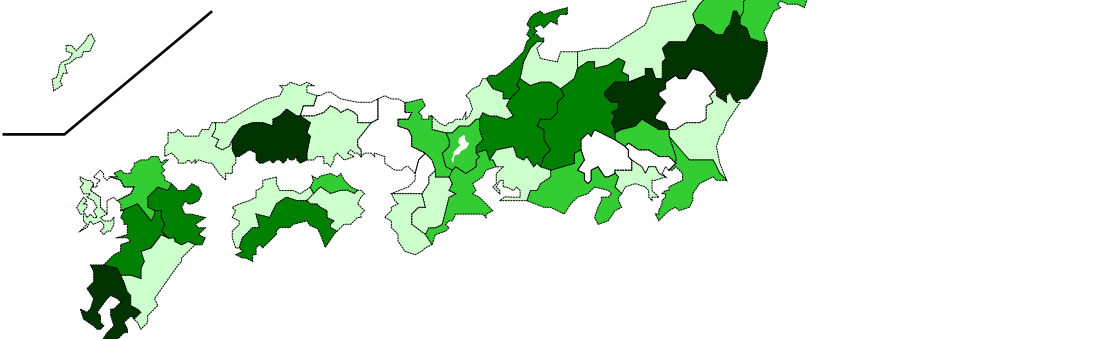
令和4年度の「基礎研修」の実施状況

- 「乗用型トラクター事故の発生状況とシートベルト装着による効果」に関する研修を実施(単独、プラス安全等)。

研修を受けた又は受ける予定の人数



合計 約3万6千人に対して「基礎研修」を実施



令和4年度 研修コンテンツ

「乗用型トラクター事故の発生状況とシートベルト装着による効果」

令和4年度 農作業安全に関する基礎的な研修（基本資料）

I 農作業事故は、あなただけではなく、家族や地域にダメージ

○ 被災者の想いを知ってください
トラクターの後ろで作業していたところ、後ずさりしてきたトラクターのロータリーに右足を巻き込まれた。

【事故の原因】
・ 小さな段差近くに停車したが、駐車ブレーキをかけたまま降車した。
・ 降車の際にPTOも停止しなかった。
【乗用型トラクターのリスク】
「見えない」作業範囲で動いており、危険は気づかずに発生している。

認知障害中心、約2ha程度
100m以内を走行する時
周囲の中心に存在

車禍をきっかけとして
ご本人が**障害**

・ 近所の施設や家が密集する地域
・ 急カーブ（急カーブの死角）と
・ 急な段差がある場所

※ 被災者ご本人が、自分と判じ目に遭う人へ一人で無理にやらせたり、復讐を促してはなりません。

○ 農作業事故には様々な影響があります

○ 身体への影響
・ 治療や後遺症による**身体的なダメージ**
・ 自らの未来に対する**心理的・精神的なダメージ**

農作業事故発生

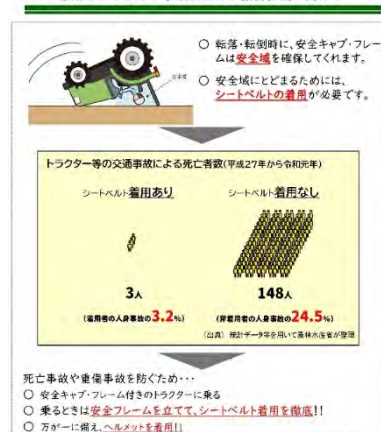
○ 経済への影響
・ 治療費、収入減少・消費増大、代替労働力の確保、
新たな機械の調達等による**金銭的なダメージ**
・ 作業能力の低下、代替労働力が確保できない場合の**事業継続へのダメージ**

労働力の減少・喪失

○ 地域・農家への影響
・ 離散した場合、担い手の確保できなければ、
耕作放棄地が発生する**地域の未来へのダメージ**

高齢の場合、障害確認
困難

IV 乗用型トラクター事故における被害軽減に向けて



その他、以下の研修が地域で実施されている
乗用型トラクター以外の農業機械に関する座学研修:約2.2万人
熱中症予防に関する研修:約1.6万人

- ※ 取組報告のあった行政機関、農業団体分を集約し、農林水産省で整理。
- ※ 乗用型トラクターの事故発生に関する内容（農作業安全全般に関するものも含む）について算出
- ※ 啓発資料の配付のみや呼びかけの取組については除外

2. 令和4年度の取組内容②

(研修を通じた理解増進：「実践研修」の取組状況)

- 令和4年度は、「基礎研修」の受講者相当の知識等を有する者を対象とし、農業機械の適切な点検・整備方法や使用方法の実技演習や農業者など参加者同士で改善点を話し合う対話型研修など、地域における営農体系や事故実態に応じた内容の研修を行う「実践研修」についても、必要に応じて企画・開催することとしたところ。
- 1,000人以上に研修を行った鹿児島県など積極的な取組を展開している県がある一方、開催数が少ない県もあり、優良な取組の横展開を進める必要

「実践研修」のイメージ

① 農業機械の適切な点検・整備に関する研修



農作業機械の点検に関する現場指導

② 農業機械の適切な使用方法に関する研修



適切な耕耘機の走行演習

③ 対話型研修

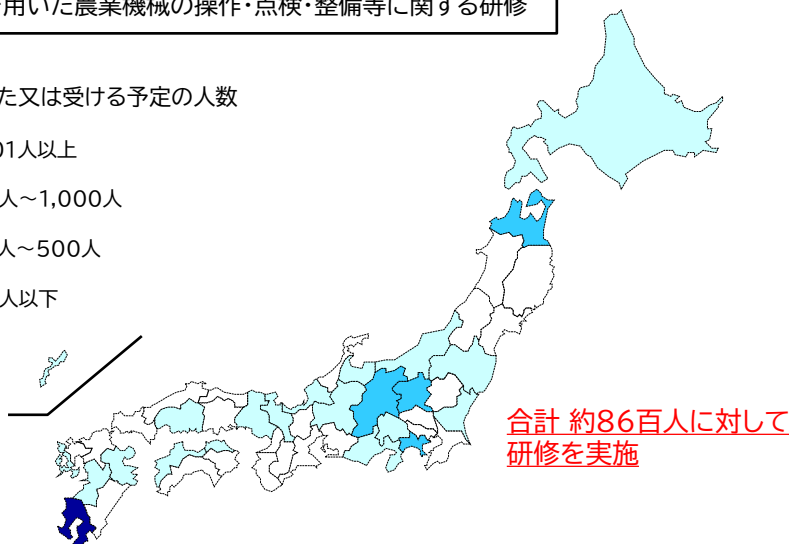
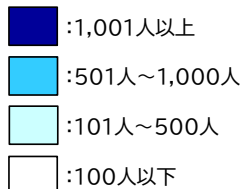


研修受講者の意見を基に専門家が問題点・改善策を助言し、参加者同士が意見交換

令和4年度の「実践研修」(農業機械の操作・点検・整備及び対話型)の実施状況

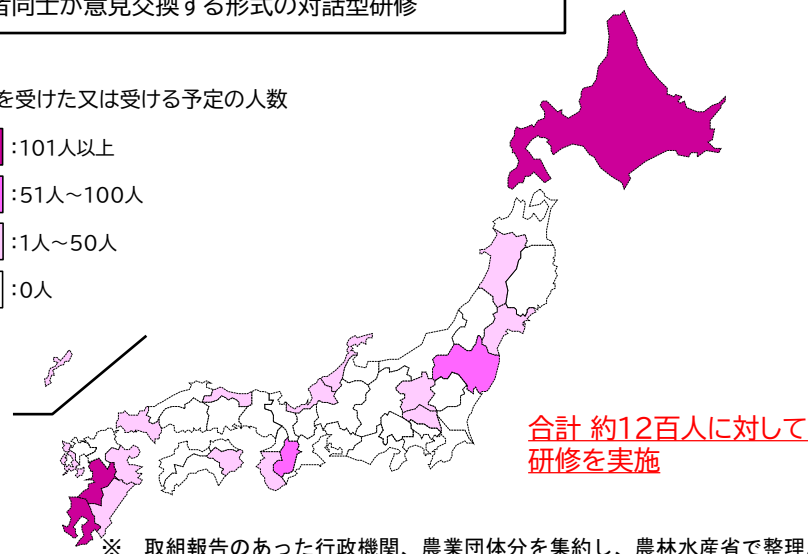
○ 実機を用いた農業機械の操作・点検・整備等に関する研修

研修を受けた又は受ける予定の人数



○ 参加者同士が意見交換する形式の対話型研修

研修を受けた又は受ける予定の人数



※ 取組報告のあった行政機関、農業団体分を集約し、農林水産省で整理。

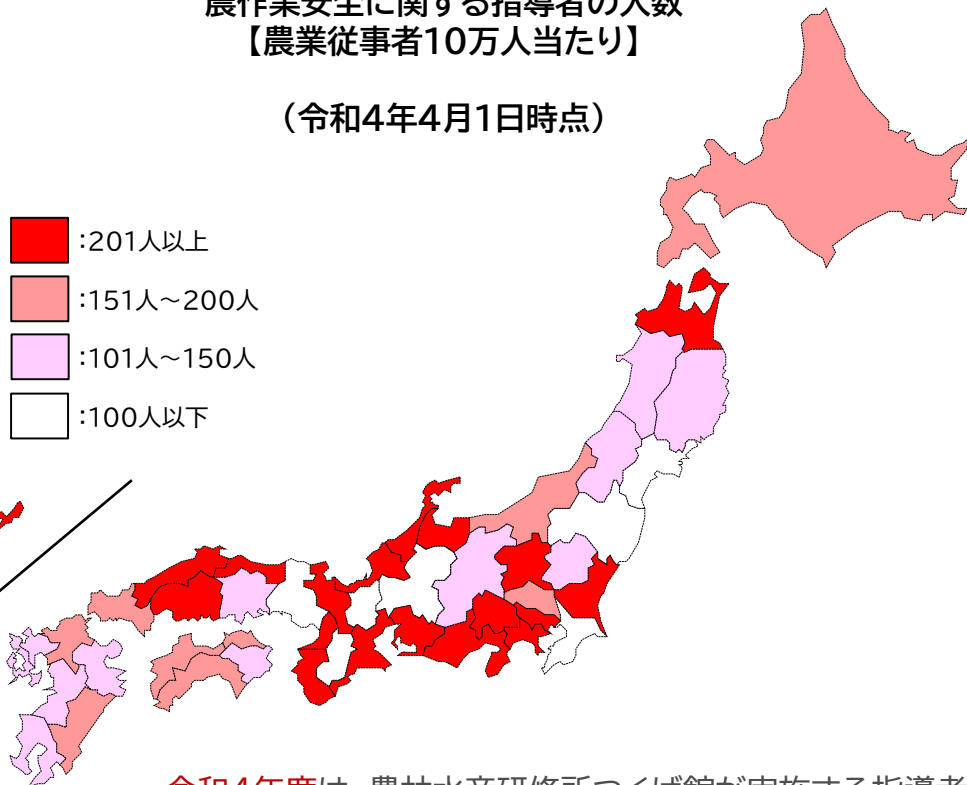
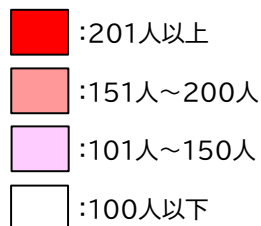
2. 令和4年度の取組内容②

(研修を通じた理解増進：農作業安全に関する指導者の活動状況)

- 令和4年4月1日現在、全国に約3,700名の「農作業安全に関する指導者」が育成されており、この指導者を中心に「基礎研修」、「実践研修」を展開することとしたが、地域で実施されている研修の約5割でしか講師を務めていない状況。
- 令和5年度は、既存の会議に指導者を招へいするマッチングを強化することで、人的資源をより有効に活用していくことが重要。

農作業安全に関する指導者の人数
【農業従事者10万人当たり】

(令和4年4月1日時点)

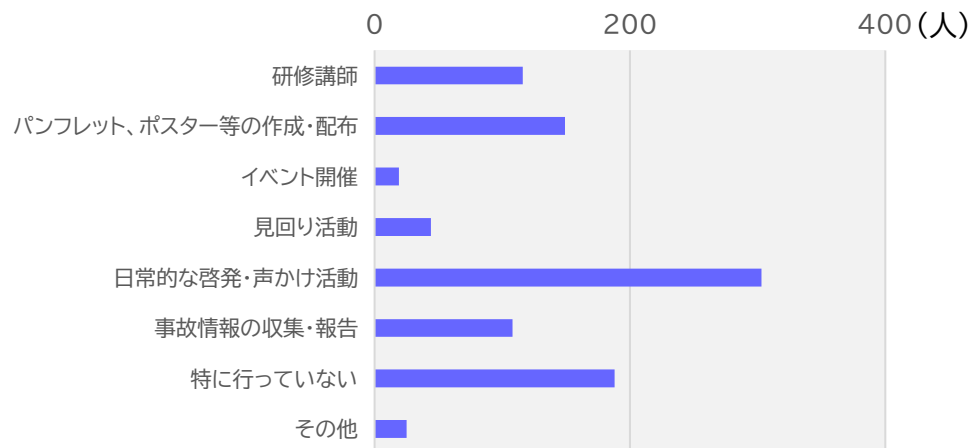


令和4年度は、農林水産研修所つくば館が実施する指導者向け研修により、**全国で約900人を育成予定**
令和5年度は、指導者向け研修を第一四半期より実施予定

令和4年度の活動状況

- 「農作業安全に関する指導者」が講師を務めている研修
 - ・ 地域で実施されているすべての研修の**約45%**
 - ・ 地域で実施されている基礎研修の**約50%**
- 「農作業安全に関する指導者」に対するアンケート結果(抜粋)
(有効回答数:679人、複数回答可)

【質問】指導者向け研修受講後、農作業安全に関してどのような活動を行いましたか(今年度内の予定を含む)。



3. 令和5年春の農作業安全確認運動の取組方針①

<令和5年春のテーマ> **徹底しよう！農業機械の転落・転倒対策**

【事故防止対策】 ほ場周辺の危険箇所の確認・危険回避行動の実践

【被害軽減対策】 シートベルトとヘルメットの着用、安全フレーム付きトラクターの利用

<運動期間> **春**：令和5年3月1日～5月31日（3ヶ月間）

<参画団体> 地方公共団体、JA、農業機械メーカー、その他農業関係団体など約1,100団体

主な取組内容（春の運動の展開方針）

重点推進テーマに基づいた推進活動

① 農業者への声かけ運動

農業機械の転落・転倒対策の実践を促すため、農業指導、講習会等の直接的な声かけだけでなく、ラジオ放送、有線無線、広報誌等の媒体を活用し、農業者に対する「声かけ」を実施。その際、高齢農業者に確実にメッセージが届くように、「家族や知人からの声かけフレーズ」の周知を行う。

② 研修を通じた転落・転倒対策の徹底

すべての農業者を対象に、「農作業安全に関する指導者」等による、農業機械の転落・転倒対策に係るテキストを使用した研修の企画・開催を推進。

その他の継続的に推進する取組

① 都道府県・地域単位の推進体制の強化

② 農作業事故情報の収集・分析

③ 公道走行時の法令遵守

④ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」やGAPの周知・実践

⑤ 労災保険特別加入の促進

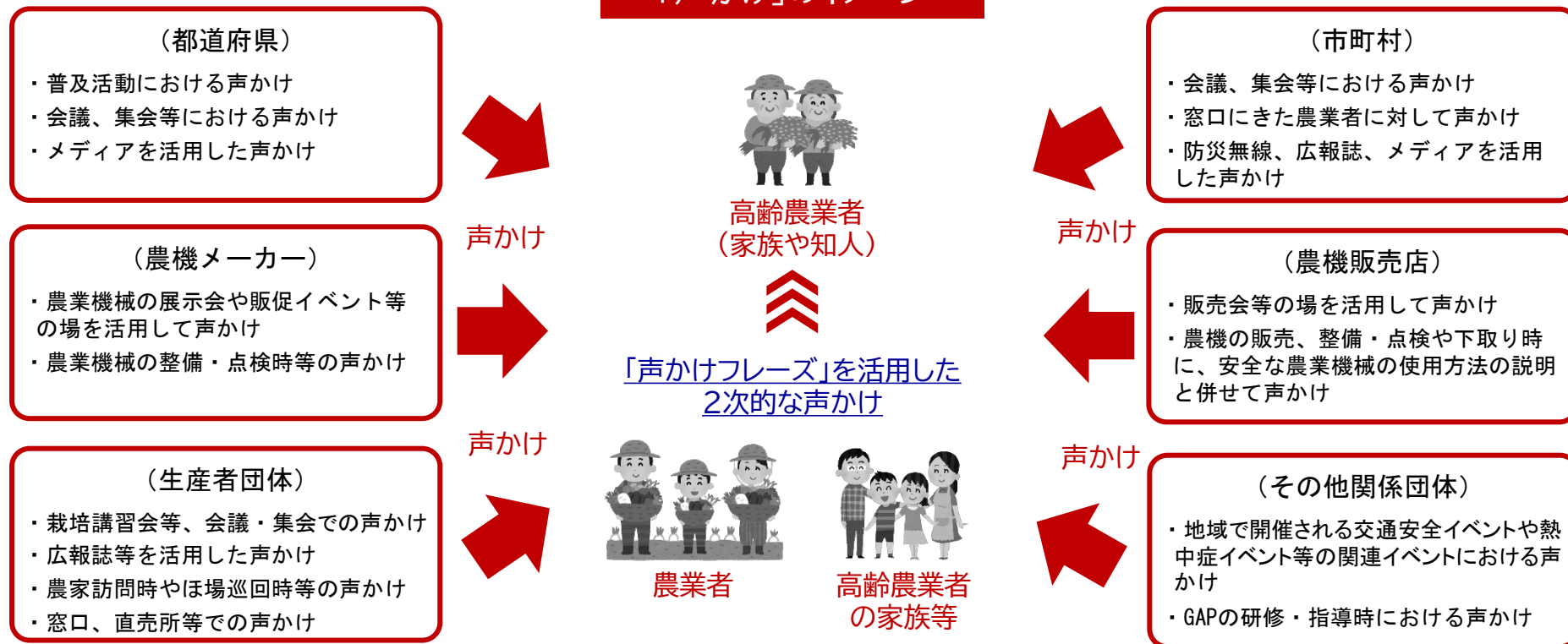
⑥ 熱中症対策の推進

3. 令和5年春の農作業安全確認運動の取組方針②

(農業者への声かけ運動)

- 転落・転倒事故対策の徹底について、農業指導、講習会等の直接的な声かけだけでなく、ラジオ放送、有線無線、広報誌等の媒体を活用し、農業者に対する「声かけ」を実施する（声かけ運動）。
- その際、高齢農業者に確実にメッセージが届くように、「家族や知人の方からの声かけフレーズ」の周知を行う。
- 声かけ運動の取組状況については、春の運動期間終了後に取りまとめの上、秋の推進会議において参画機関等と情報共有。

「声かけ」のイメージ



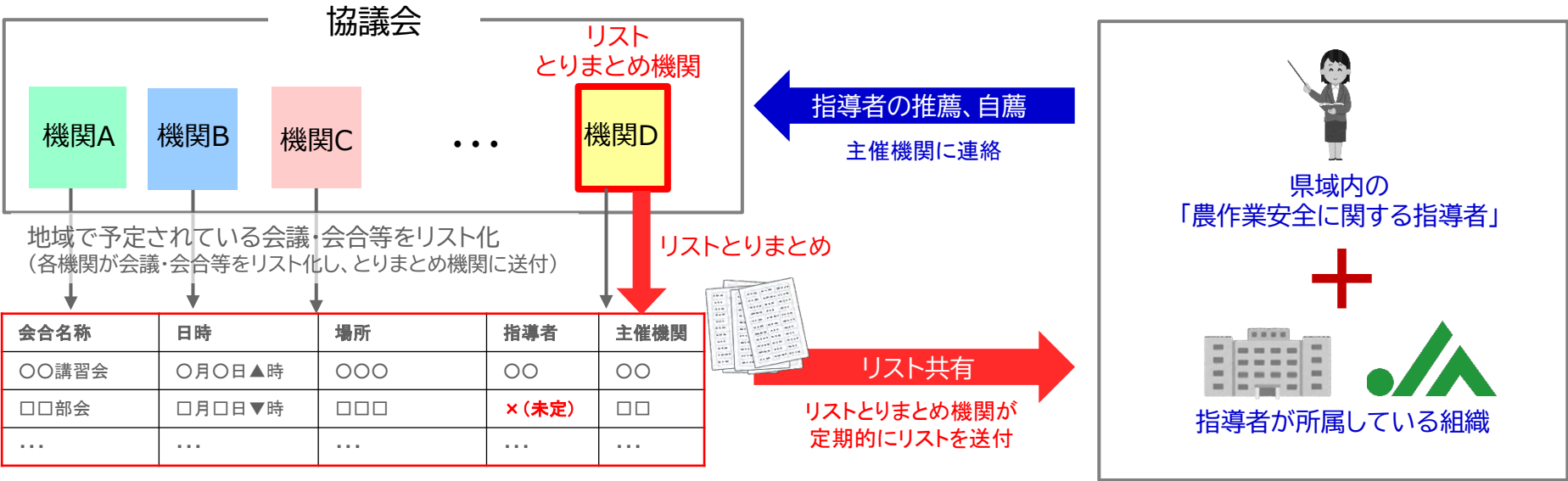
「家族や知人の方からの声かけフレーズ」のイメージ

- 「橋を渡って左折するときは、速度を落として走行してね」
「あの田んぼに行くときは、南側の道は狭小だから、北側から回ってね」
【危険箇所を明確にして、危険回避行動を具体的に】
- シートベルトとヘルメットを忘れないでね 【実践しやすい被害軽減対策を】

3. 令和5年春の農作業安全確認運動の取組方針③

(農作業安全に関する研修)

- 「農作業安全に関する指導者」等を講師とした農作業安全に関する研修（「基礎研修」及び「実践研修」）を通じて、農業者に対して農業機械の転落・転倒事故対策の徹底を促す。
- 特に「基礎研修」については、栽培講習会、部会等の会合と併せて行われている例が多い実態を踏まえ、地域におけるこれらの会議・会合等において実施することを奨励する。
- その際、あらかじめ会議・会合等をリスト化して「農作業安全に関する指導者」や指導者が所属している組織と共有することを通じて、研修と指導者のマッチングを行う取組を推進。



研修のスケジュール

春の運動期間後に参画機関の研修の企画状況をとりまとめ、秋の農作業安全確認運動推進会議で共有する。

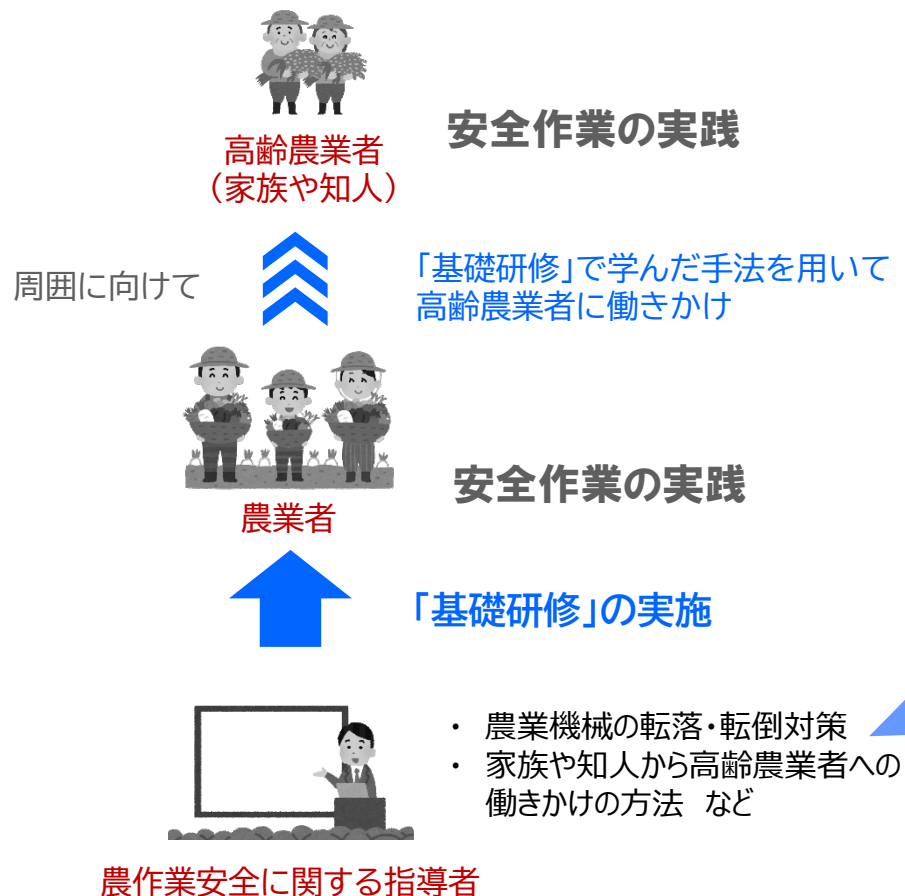


3. 令和5年春の農作業安全確認運動の取組方針③

(農作業安全に関する研修の内容 ～「基礎研修」～)

- 農林水産省が後日提示する農業機械の転落・転倒対策に係る研修コンテンツに即した研修を実施。
- 全ての農業者を対象とし、共有して身につけておく必要がある知識等を修得する基礎的な内容とし、全ての地域において企画することを目指す。
- 高齢農業者に確実にメッセージが伝わるように、家族や知人から高齢農業者への働きかけの方法を習得できる内容を含む研修を企画する。

「基礎研修」の実施による情報伝達のイメージ



基礎研修のイメージ

※ 研修コンテンツは後日、農林水産省が提示

1. 農作業事故が与える影響
農業者に農作業安全を自分事として捉えてもらえるように、事例を用いて、農作業事故が経営、地域農業に与える影響を説明
2. 農作業事故の現状
令和3年の農作業死亡事故の概要を説明
3. 農業機械の転落・転倒事故の傾向
農業機械の転落・転倒事故の事例から、事故の発生要因を説明
4. 農業機械の転落・転倒対策
 - 1) 事故防止対策
 - ・ 危険箇所の特定
 - ・ 危険箇所の明示、回避行動の実践（危険箇所を示すマップの作成、現場に危険箇所を示す表示を設置、う回路の設定、危険箇所での減速等）
 - ・ 危険箇所の改善（道路端や曲がり角の草刈り、進入路の勾配・幅員の見直し、路肩の補強等）
 - 2) 被害軽減対策
 - ・ 安全フレームの適切な使用、シートベルト着用、ヘルメット着用等
5. 家族や知人から高齢農業者への働きかけの方法
 - ・ 働きかけのタイミング（作業の直前が有効）
 - ・ 効果的な声かけの方法（あなたが大切だから言っている）など

3. 令和5年春の農作業安全確認運動の取組方針③

(農作業安全に関する研修の内容 ～「実践研修」～)

- 基礎研修の受講者相当の知識を有する農業者を対象とした、農業機械のほ場への適切な進入・退出方法などの実技演習、農作業安全に関する指導者を交えたほ場の危険個所のマーキングなど、地域における営農体系や事故実態に応じた、より実践的な内容の研修について、必要に応じて企画・実施する。

「実践研修」のイメージ

① 農業機械の適切な操作方法に係る研修

実際の乗用型農業機械（乗用型トラクター、コンバイン、スピードスプレヤーなど）を利用した農業機械の転落・転倒を防止する観点から操作方法を実技形式で指導する研修。

- ・ ほ場への適切な進入方法・退出方法
- ・ ほ場際での作業方法
- ・ 農道の安全な走行方法など

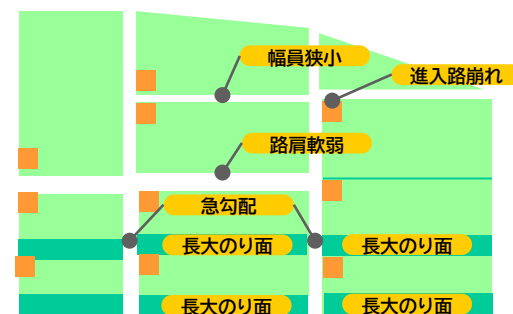


▲ ほ場への進入時及びほ場からの退出時の操作方法の講習を受けるイメージ

② 現地におけるリスク分析研修

農作業安全に関する指導者等の専門家を講師として、受講生とともに実際に現地を巡り、危険箇所を共に確認することによる農業者の危機管理意識を向上させることを目的とした実地研修。

- ・ 危険箇所をマッピングした危険箇所マップを作成
- ・ 危険箇所にポールなどの視標を設置
- ・ 危険箇所を回避する回路を検討



▲ 危険箇所マップ作成のイメージ

以上に限定されず、地域の実情に応じて実践的な内容の研修の実施が可能
(機械の点検・整備、その他の農業機械の操作、対話型など)

持続的生産強化対策事業のうち
【参考】 農作業安全総合対策推進

【令和5年度予算概算決定額 23(34)百万円】

＜対策のポイント＞

より実効性のある農作業安全対策を推進するため、**農作業安全に係る研修等の効果検証を行い、普及啓発手法の見直し**を行います。

＜事業目標＞

農作業事故による死者数の減少

＜事業の内容＞

① 乗用型トラクターのシートベルト着用状況の調査及び啓発活動の効果検証

モデル地区において、シートベルト着用状況について実地調査（事前調査）を行った後、地区ごとに異なる啓発活動を実施し、その後の行動変容を計測することにより効果的な啓発活動の手法を検証する民間団体等の取組を支援します。

② 研修実施の効果検証

シートベルトの着用を促す研修を地区ごとに異なる手法及び内容によって実施し、事前及び事後アンケートで行動変容を把握することにより、研修実施の効果を検証する民間団体等の取組を支援します。

③ 普及啓発手法の見直しとその成果の共有

①及び②の結果に基づき、普及啓発手法及び研修実施手法の見直しを行い、その成果を農作業安全に係る推進協議会等に共有する民間団体等の取組を支援します。

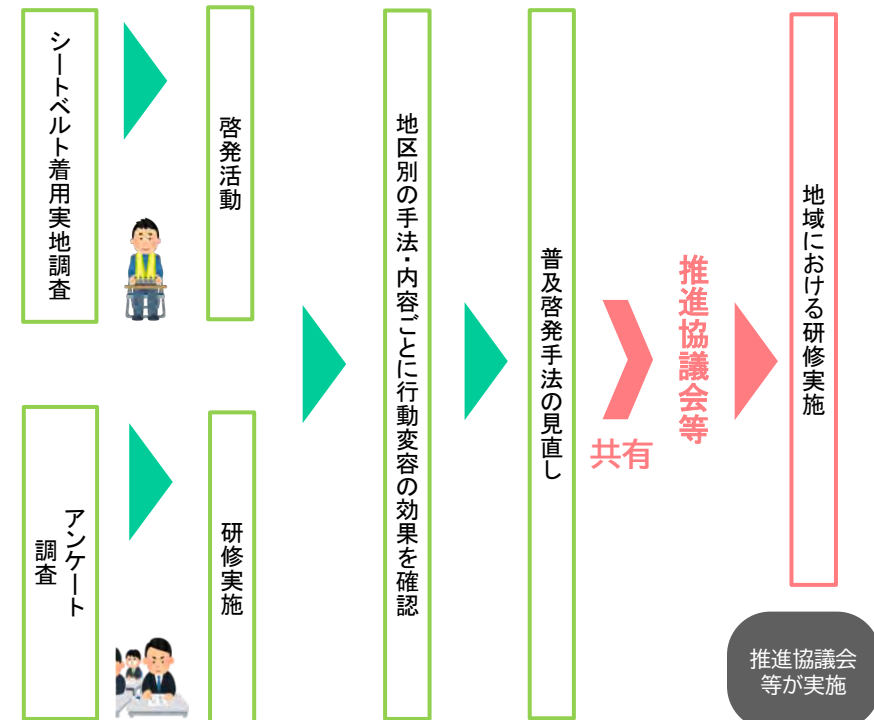
④ 農作業安全に係る都道府県推進組織等への支援

都道府県段階の推進協議会等による研修の実施を支援します。

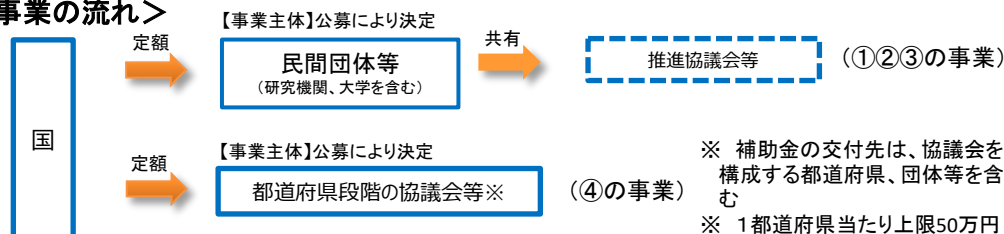
＜事業イメージ＞

○ 農作業安全に係る研修等の効果検証と普及啓発手法の見直し

乗用型トラクター乗車時にシートベルト着用を促すための効果的な普及啓発活動の手法を検証し、その成果を推進協議会等に共有



＜事業の流れ＞



3. 令和5年春の農作業安全確認運動の取組方針④ (地域段階の推進体制の強化)

- 農業者を対象とした農作業安全に関する研修の開催など、県段階や地域段階において農作業安全対策を効果的に講じるためには、行政、生産者団体、農業資材販売店など関係機関が事故情報や普及啓発方策を共有し、一体的に取り組んでいくことが重要。
- 地域段階の協議会は、「全域で設置済み」の都道府県が、前回調査では3道県であったのが、8道県に倍増（富山県、石川県、愛知県、奈良県、高知県で新たに設置）。
- 一方で、死亡事故が多く発生している県でも設置が遅れている地域があることから、引き続き、設置の促進を図る必要。

地域段階の設置状況
(令和5年2月時点)

全体の約3割の市町村で設置 (467/1,724市町村)



※ 府県内の市町村数のうち、設置済みの協議会に含まれる市町村数の割合

道府県別農作業事故死者数 (単位：人)

道府県名	29年	30年	令和元年	2年	3年
北海道	17	22	25	17	9
青森	10	6	11	14	8
岩手	14	12	12	4	9
宮城	7	—	—	11	—
秋田	—	5	9	4	8
山形	8	—	4	6	4
福島	9	7	9	9	8
茨城	8	13	11	6	6
栃木	4	4	8	7	—
群馬	11	10	5	4	8
埼玉	5	5	—	—	4
千葉	—	10	14	4	5
奈良	—	—	5	4	—
新潟	10	12	—	7	7
富山	—	—	—	—	—
石川	4	—	5	—	—
福井	—	—	—	—	4
山梨	10	9	11	4	5
長野	15	18	13	20	15
岐阜	4	12	4	6	—
静岡	9	—	—	—	—
愛知	5	7	9	6	9
三重	—	—	6	—	—
滋賀	4	—	—	—	6
京都	5	—	4	—	—
大阪	—	—	—	—	—
兵庫	11	5	5	8	8
奈良	—	—	—	—	4
和歌山	—	—	—	—	5
鳥取	—	—	5	—	6
島根	—	5	—	—	—
岡山	17	7	8	6	7
広島	5	6	5	5	—
山口	6	—	6	7	4
徳島	4	—	5	4	—
香川	—	4	4	5	7
愛媛	5	5	10	5	5
高知	—	—	5	4	—
福岡	16	4	4	4	6
佐賀	7	7	4	6	7
長崎	12	8	—	11	8
熊本	9	8	4	10	9
大分	8	8	8	14	6
宮崎	—	5	7	7	8
鹿児島	16	13	5	10	9
沖縄	4	—	—	4	8
全国計	304	274	281	270	242

3. 令和5年春の農作業安全確認運動の取組方針⑤

(農作業事故情報の収集・分析)

- 令和2年6月より都道府県、農機メーカー等からのケガを含めた農作業事故情報の収集・報告の取組を強化し、毎月の報告にするとともに、調査結果をMAFFアプリや農林水産省HP等で毎月公表。
- **令和4年は、385件の報告があり、調査開始以降最も多い報告数であった。**
- **報告結果と事故防止の対策、さらには当月に発生が予想される事故への注意喚起をMAFFアプリや農林水産省HP等で毎月公表**するとともに、農作業安全に関する指導者への情報提供を実施。
- 引き続き農作業事故情報の収集・報告をお願いするとともに、各地域においても事故の実態を分析するなど、農作業安全対策の検討に活用いただきたい。

都道府県、農機メーカーからの事故情報 (令和4年1月～令和4年12月報告分)

報告件数	385件 (前年:366件)
うち 都道府県のみからの報告	356件 (前年:335件)
〃 農業機械メーカーのみからの報告	40件 (前年:41件)
〃 両方からの報告 (都道府県、メーカー)	11件 (前年:20件)
死亡事故の報告件数	160件
負傷事故等の報告件数	225件

* 報告数は令和5年1月末日時点

情報数が多い道府県の特徴

- ① 市町村が農業協同組合・農業共済組合・農機具取扱販売店・病院等から情報を収集する体制を整備
- ② 県の出先機関が消防と連携して情報を収集する体制を整備
- ③ 県単位の協議のメンバーに県警や消防を加えて情報を収集する体制を整備

MAFFアプリや農林水産省HPでの毎月の公表例

令和4年9月に発生した農作業死傷事故
11月のワンポイント
農林水産省HP等による公表

タイトル
農閑期こそ農作業安全の意識向上を！
(9月に発生した農作業死傷事故と11月のワンポイント)

9月に発生した農作業死傷事故:36件
農業機械作業に係る死傷事故:31件
うち コンバイン 8件
乗用型トラクター 6件 ほか

その他の死傷事故:5件

- 9月は13件の死亡事故を含む36件の死傷事故が報告されました。
- 報告された事故のうち、コンバインによる事故が8件で最も多く、内訳として、転落・転倒が4件、巻き込まれが3件となっています。
- コンバインの転落・転倒事故は、収穫作業中に多く発生しています。グレンタンク内に穀があるコンバインが動きやすくなるため、ほ場から出る際など傾斜地ではタンク内を空にする必要があります。
- また、巻き込まれ事故は、詰まりを除去する際に多く発生しています。コンバインに頼らず、機械を調整する時は、必ずエンジンを停止してください。

<11月のワンポイント>
○ まもなく農閑期となり、集会所や地域で話し合う機会が増えてきます。
- 地域の集会所が集まる機会を活用し、農作業安全について話し合うなど、農作業安全の意識向上に取り組んでいる地域もあります。まずは、農作業安全を話題にすることから始めてみましょう。
- また、全国で約3,700人の「農作業安全に関する指導者」が農作業安全を推進しています。各地域の「農作業安全に関する指導者」に相談しながら取組を進めてみてはいかがでしょうか。

農作業安全に関する話し合いの一例

- 次のことを農業者同士で共有
 - ・それぞれの農業者の危険体験
 - ・地域における危険箇所
 - ・安全上、心がけていること、取り組んでいること
 - など
- 農作業安全の確保に向けた対応策の検討
- など

地域での活動のヒントについては、「防ごう！農作業事故地域活動マニュアル」に掲載されています。
https://www.maff.go.jp/j/seisan/sisei/sisai/s_kokaka/senzen/sicvo.html#manual

イメージ図

「農作業安全に関する指導者」の一覧

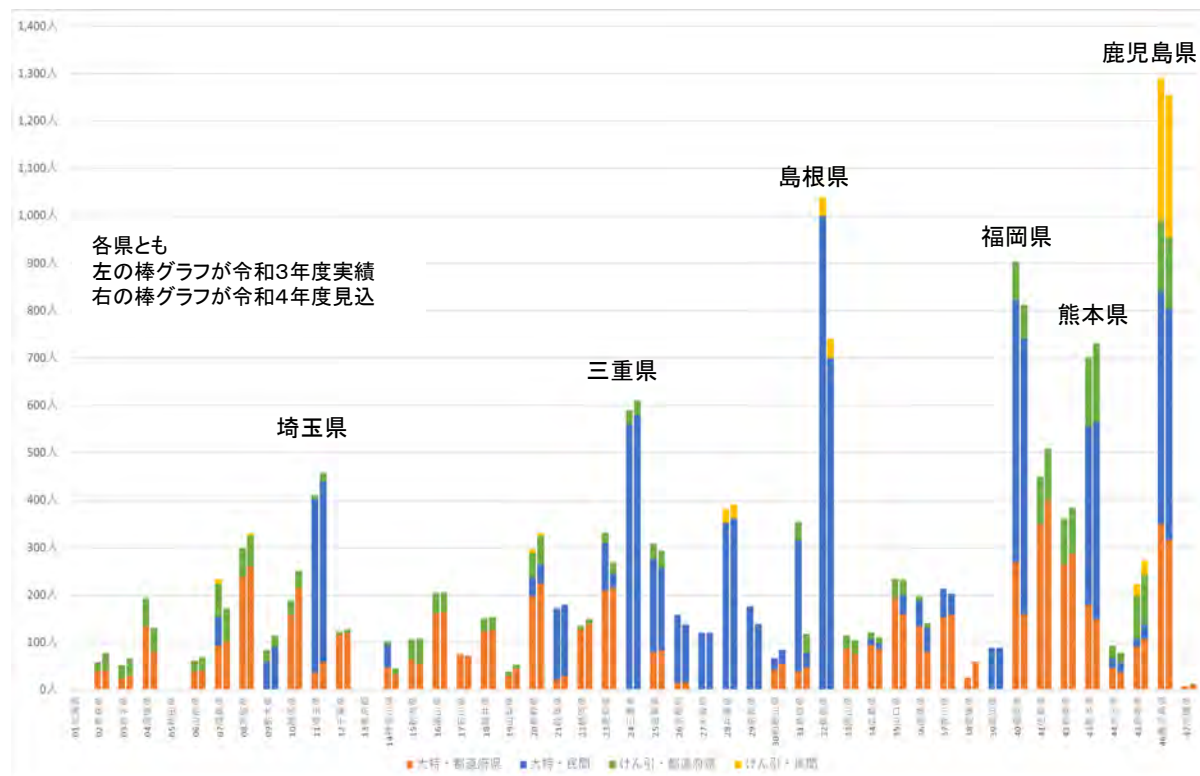
※ 普及指導員などの自治体職員やJAの職員、農業機械メーカー・販売店の従業員等が、農作業安全に関する指導者になっています。

お住まいの地域の「農作業安全に関する指導者」の情報はこちらから
<https://www.niniseki.or.jp/blog3/safetytyr/index.html>
(一社)日本農業機械流通会HPに掲載

3. 令和5年春の農作業安全確認運動の取組方針⑥ (公道走行時の法令遵守)

- 令和4年度における農業者向けの大型特殊自動車免許及びけん引免許の取得研修等の実施計画は、前年度実績比4.7%減となっており、研修の実施状況は各県において固定化している傾向が見られる。
- このため、実績が少ない地域等に対して更なる働きかけが必要。（当該調査は令和5年度も実施予定。）
- 農林水産省においても、都道府県やJA等が開催する免許の取得研修会の情報を一覧にまとめ、ホームページで積極的に紹介することで、大特免許等の更なる取得拡大をはかる予定。

大特免許等の取得研修実施状況調査の結果



※ 上記は、農業者向けの研修の受入れ人数を示している。都道府県によっては、一般の自動車教習所で農業者が免許を取得する取組が広く普及している場合があるため、関係機関の農業者向け研修の実施が少ない場合がある。
また、県農業機械協会が教習所での免許取得予定者へ紹介状を発行し、費用を割引く(秋田県)等の取組も存在。

単位：人、（）内は対前年比

	令和3年度実績	令和4年度見込
大特(都道府県)	4,367	4,347(−0.5%)
大特(民間)	5,345	4,720(−11.7%)
小計	9,712	9,067(−6.6%)
けん引(都道府県)	1,422	1,523(+7.1%)
けん引(民間)	413	411(−0.5%)
小計	1,835	1,934(+5.4%)
合計	11,547	11,001(−4.7%)

【免許取得機会拡大の事例】

農耕車に係る大型特殊自動車免許等の
取得機会拡大に係る取組事例集

- 作業機を装着した最軽・ラクタの公道走行について、直装式については2019年4月、けん引式については2020年2月末から遠隔運転実証道路にて6ヶ月間の試験期間が予定されており、作業機も最軽・ラクタであるため、**大型特殊自動車免許とけん引免許が必要で、必要なら火災特約も必要**なうえに公道走行ができるとはならない。

関係団体における取組事例

事例① 三重県農業機械化協会 一年間を通じた研修の実施

- [illegible]

事例② 鳥根果農協同組合 —JAグループが主体となった例—

令和3年度: 1,240名(予定)

- ◆**地域の特徴**
 ○県内の**施設本部単位で研修を実施**（計10施設）。これにより、広域のカーと研修回数の確保の両方を実現。
 ○研修の場は各地区の各地が利用。食農基盤部の農林部職員がこころの研修の場・資力を活用。（講師は県内に20名）
 ○免許センターと協働を重ねて多くの研修機会を確保（年間100回）。
 難関は試験官が出向いて対応。
- 

【農業者向けチラシ】



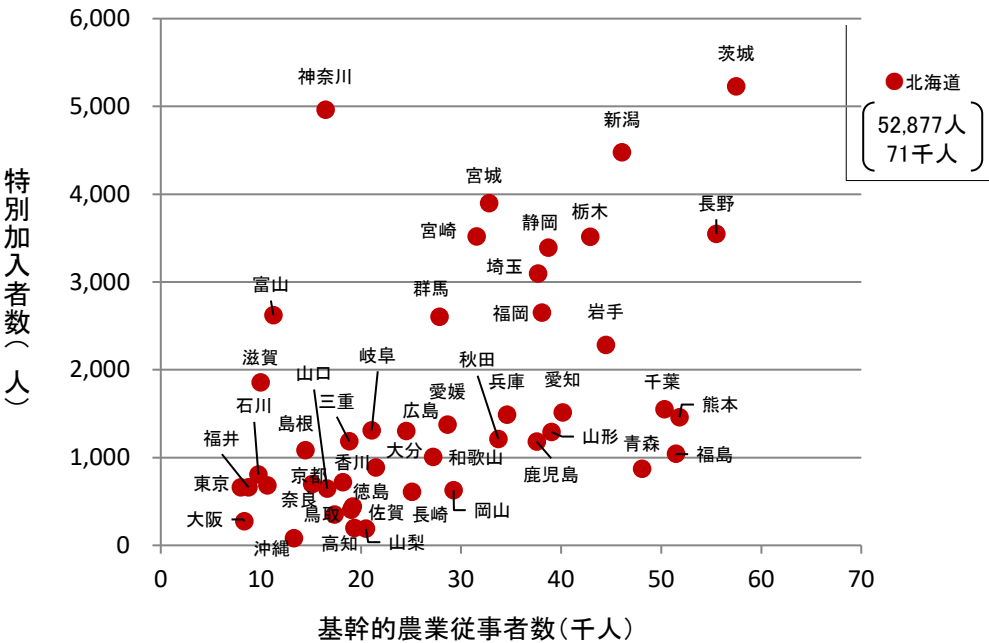
3. 令和5年春の農作業安全確認運動の取組方針⑦ (規範やGAPの周知・実践、労災保険特別加入の促進等)

- 農業者が具体的な対策を講じられるよう、引き続き、作業安全規範やGAPの周知・実践を働きかけ。
- 農業者の労災保険特別加入者数は近年横ばいで推移しており、都道府県別の加入状況には地域差がある。そのため、地域毎の加入状況を踏まえ、特別加入団体の設置及び農業者の加入促進を図る。
- そのほか、ステッカーやポスターなどの啓発資材を用いた周知活動を推進。

【労災保険特別加入者数の推移(農業)】 (単位:人)

H27	H28	H29	H30	R元	R2
128,297	128,947	129,339	129,291	128,784	128,292

【都府県別の基幹的農業従事者数と特別加入者数】



※ 特別加入者数: 令和2年度労働者災害補償保険事業年報
基幹的農業従事者数: 農林業センサス

啓発資材を用いた集中的な周知活動の推進

オリジナルステッカーの配布やポスター募集・配布を行うことで、集中的に周知。

- 転落・転倒事故への注意を喚起する農作業安全ステッカーの作成・配布。
(2月下旬から順次配布予定、総数50万枚)
- 重点推進テーマに即したポスターを募集。
(4～6月募集・8月表彰予定)



令和5年ステッカー
(仕事猫とのコラボ第2弾)

○ JA共済では、令和5年1月より、自動車共済において農研機構が行う農業機械の安全性検査に合格した型式について、共済掛金を9%割引する取組を開始。

An aerial photograph showing a flooded agricultural field. A small, partially submerged structure, possibly a pump or a small building, is visible in the center-right of the frame. The water is dark and reflects the sky. The surrounding land is also flooded, with some vegetation visible in the background. The overall tone is somber and highlights the impact of flooding on agriculture.

JA共済

今まで事故が起きなかったのは、
運がよかったからかもしれません。

非常に高価なうえ、農業経営に欠かせない。
そんな農業用自動車の事故が増加傾向に。
転倒・転落、盗難、自然災害などによる
損害が増えています。
農業経営へのダメージを防ぐためにも、
早めに備えておくことが大切です。

[illegible]

21

3. 令和5年春の農作業安全確認運動の取組方針⑧ (熱中症対策の推進)

- 熱中症警戒アラート発出時に適切な対応が図られるように、「熱中症警戒アラート」の通知機能を備えている「MAFFアプリ」の活用を様々な媒体等を通じて農業者等へ周知。
- また、ファン付きウェアなど熱中症対策アイテムの現場での活用に向けて、令和4年2月に「熱中症対策アイテム集」をとりまとめたところであり、様々なチャンネルを通じて積極的な利用を促す必要。

○MAFFアプリと熱中症警戒アラートの連携

MAFFアプリと熱中症警戒アラートの連携

MAFFアプリと熱中症警戒アラートの連携

ロック画面のプッシュ通知 MAFFアプリのホーム画面の通知

の熱中症警戒アラートをタッチした場合は、気象庁の各地方気象台詳細ページが表示される。

気象庁 気象情報 東京都

東京都の気象情報	タイトル	発表時刻
高温と強風に関する東京都(小笠原諸島)気象情報 第2号		2021年04月26日16時30分
高温と強風に関する東京都(小笠原諸島)気象情報 第1号		2021年04月25日16時07分
令和3年台風第14号に関する東京都(小笠原諸島)気象情報 第4号		2021年04月25日16時49分
令和3年台風第14号に関する東京都(小笠原諸島)気象情報 第3号		2021年04月25日16時14分
令和3年台風第14号に関する東京都(小笠原諸島)気象情報 第2号		2021年04月24日16時10分

【参考】高温注意情報(熱中症警戒アラート)は、前日夕方(17時頃)に地方(関東甲信地方など)単位の情報として発出、当日朝(5時頃)に都道府県単位の情報として発出。

○熱中症対策アイテムの啓発

様々なシーンで活用できる熱中症対策アイテム

暑い時間帯の作業等が避けられない場合

☆身体を冷やす服装 ☆体温調整をサポート

▲ファン付きウェア ▼冷却ベスト E-TECH ▼ネッククーラー ▲ヘルメット帽子

1人作業のリスクを回避したい場合

☆身体をモニタリング ☆応急措置用品、冷却グッズの携行

◀ウェアラブル端末 ▲救急セット ▲冷感タオル

作業環境を改善したい場合

☆作業場の改善、休憩の質的向上 ミスト噴射機能付きステンレスボトル▼

◀ハケツの水を使うミストファン ▼工場扇やデントに後付けするミスト発生器

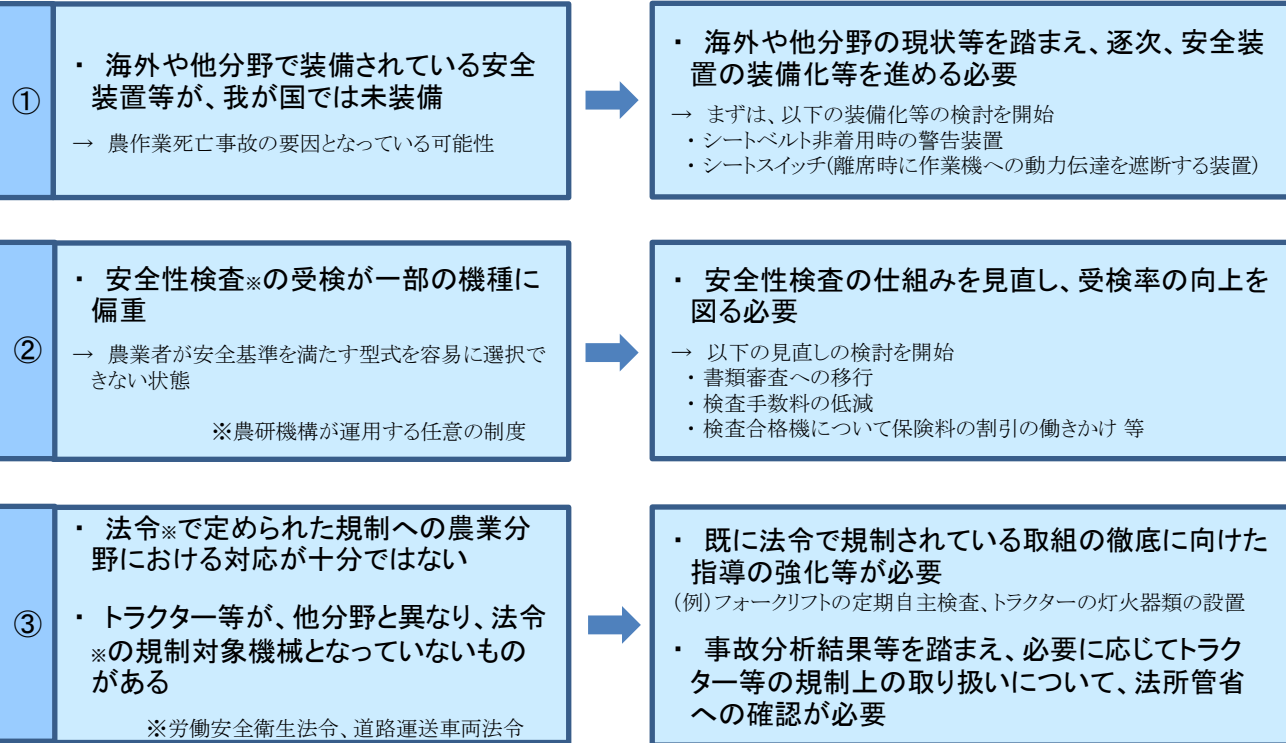
詳しくは、以下をチェック！
https://www.maff.go.jp/j/kanbo/sagyou_anzen/catalog.html

農林水産省

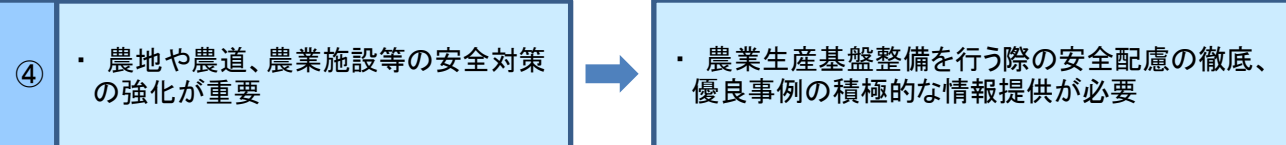
農業は毎年300件前後の死亡事故が発生。就業人口10万人当たりの死者数も増加傾向にあり、他産業との差は拡大している。労働安全が未だ十分に確保されていない状況に、農業関係者は強い危機感を抱くべきであり、農作業安全対策を幅広い観点から更に積極的に展開すべき。

農作業環境の安全対策の強化

【農業機械の安全対策の強化】

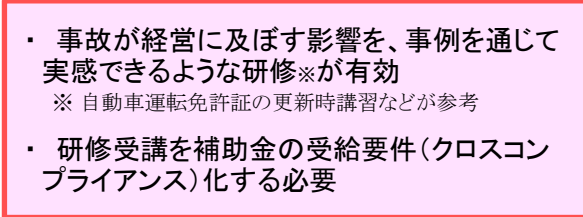
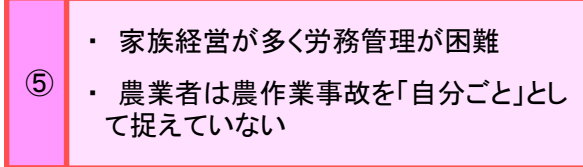


【農地、農道、農業施設等の安全対策の強化】

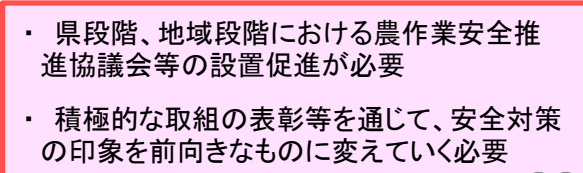
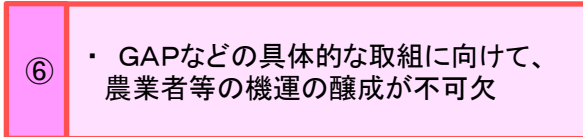


農業者の安全意識の向上

【研修体制の強化】



【現場の取組の活性化】



(参考) 農作業安全検討会における検討経過

- 中間とりまとめの取組の進捗を確認いただくため、令和4年7月25日に第6回農作業安全検討会を開催。
- この中で、①乗用型トラクターやスピードスプレーヤーにおける新たな安全装備の具体化、②道路運送車両法例等での対応を踏まえた農耕作業用特殊車における交通事故データの分析、③安全性検査制度における対象機種毎の検査基準の再構築や令和7年度以降の運用方法等に用する検討状況を報告し、更なる検討の加速化を図ることとされた。

乗用型トラクター、スピードスプレーヤーの安全装備

○ 乗用型トラクター

他産業や海外の基準を踏まえ、シートベルトリマインダー(シートベルト未着用時に視覚及び聴覚により警報)、シートスイッチ(車両が停止している際の離席後によりPTOの駆動が停止)の具体的な安全性検査基準案を作成。

○ スピードスプレーヤー

主な事故要因である「転落・転倒」、「挟まれ」に重点を置いた対策強化の必要性について議論。

法制で定められた規制の確認

○ 道路運送車両法令

- ・ 農耕作業用を含む特殊車における交通事故データを取得し、シートベルトの着用状況その他特殊車との違い等を分析。
- ・ 農耕作業用特殊車はその他特殊車と比べ、死亡率は約3.5倍、シートベルト着用率は約1/4ということが明らかになった。
- ・ 着用義務づけによる効果予測等について更に分析を進める。

○ 労働安全衛生法令

- ・ 農業分野における労働災害の発生状況、機械事故割合、未熟練労働者による事故割合等について、厚生労働省に提供済み。

安全性検査制度の見直し

○ 新基準における対象機種・開始時期

乗用型トラクター、自脱型コンバイン、田植機、乾燥機、歩行型トラクターの5機種を対象とし、令和7年4月から開始。

○ 検査基準の明確化、令和7年度以降の運用方法

- ・ 対象機種における、現行基準の適用範囲の明確化が必要な項目等を洗い出し、具体的な基準案を検討。
- ・ 基準等において明確化されていない案件が生じた場合には、基準等の適合範囲内であると判断した上で、速やかに基準等の改正案を作成し、基準等に反映する(基準等調整テーブル)。
- ・ 基準等に合致しない案件が生じた場合には、判定前に確認を行い、申請者が意見を述べることができることとする(適合・不適合確認テーブル)。

○ 製品アセスメント

- ・ 年間出荷台数あたりの死亡事故発生率が高く、事故発生時の重症度も高い水準にある「農用運搬車」を1機種目として選定。
- ・ 農用運搬車の主な事故原因(「転落・転倒」「ひかれ」「挟まれ」)を踏まえ、具体的な試験手法・評価手法を検討。令和5年度以降、製品アセスメントを実施予定。